



秋田県公報

告示	目次	ページ
皆伐面積の限度(一〇五・森林整備課).....		1

秋田県告示第百五号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。
 平成十六年二月二日
 秋田県知事 寺田典城

米代川中流	米代川上流	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
四三九・六四	七八六・〇六	水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)	鹿角市、小坂町
二〇〇・〇三	七二・七六			大館市、鷹巣町、比内町、田代町

子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	水沢川	米代川下流	阿仁川
四五二・八七	一三五・四四	六二三・六八	四七六・二六	四三五・八八	二五八・八四	五三二・九三	一一九・三九	一五一・〇六	四・八四	五四・七八	二〇・二七	三〇五・〇三	二二六・六七	五五九・〇〇
九〇・八二	四六・二四	一一六・六八	一六六・一一	五六・四六	二九・六八	七二・三二	六四・二〇	五・〇二	七・一〇	六・五六	三〇・九六	八三・九四	八〇・一六	八七・七九
矢島町、鳥海町、羽後町	本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町	湯沢市、雄勝町、羽後町	増田町、稲川町、東成瀬村、皆瀬村	横手市、平鹿町、大森町、雄物川町、山内村	大曲市、六郷町、中仙町、太田町、千畑町、仙南村	角館町、田沢湖町、西木村	河辺町、雄和町、神岡町、西仙北町、協和町、南外村	秋田市	男鹿市	五城目町、昭和町	琴丘町、山本町	八森町、峰浜村	能代市、二ツ井町、藤里町	森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村

男鹿	八竜	峰浜	八森防風保安林	金浦	本荘・西目	秋田南	天王・秋田北	若美	男鹿	八竜	能代	峰浜飛砂防備保安林	同一の単位とされる保安林	白雪川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七八・九一
一二・四〇	〇・二四	〇・三八	〇・五八	〇・一〇	六・八八	二三・四七	一・〇八	〇・六六	一・二六	〇・四〇	一七・六二	九・二五	皆伐面積の限度 たる面積積 (残存許容限度) (ヘクタール)	八・三〇
男鹿市	八竜町	峰浜村	八森町	金浦町	本荘市、西目町	秋田市	秋田市、天王町	若美町	男鹿市	八竜町	能代市	峰浜村	所在市町村	仁賀保町、象潟町、西目町

皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流干害防備保安林	秋田南	若美
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七・〇〇	一・二二	三・二六	四・七四	七・一九	一・〇〇	一・二〇	四・三四	三三・四〇	〇・九六	一・八二	二三・四二	〇・六四	〇・六一	〇・〇二
東成瀬村、皆瀬村	横手市、山内村	大曲市、中仙町、千畑町	田沢湖町	河辺町、雄和町、協和町	秋田市	男鹿市	昭和町	琴丘町、山本町	藤里町	阿仁町、合川町	大館市、鷹巣町、比内町、田代町	鹿角市	秋田市	若美町

本荘 "	皆瀬 "	田沢湖 "	角館 "	河辺 "	秋田保健保安林	白雪川 "	子吉川上流 "	子吉川下流 "	雄物川上流 "
〇・一〇	〇・二四	二・五八	〇・六四	〇・六二	三・八二	二・九四	二・三四	一・九六	三・五八
本荘市	皆瀬村	田沢湖町	角館町	河辺町	秋田市	仁賀保町、象潟町	烏海町	本荘市、大内町	湯沢市、雄勝町

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄